

ユーカーリ Journal

「暮らしの相談室」ホームページ
<http://www.yuukari.co>

目次

1. あなたのライフプランは大丈夫ですか？
2. 究極の相続の節税対策は？
3. 「となりの枝」を切っている？
4. セミナー開催のご案内

発行「暮らしの相談室」ユーカー行政書士事務所 〒181-0012 三鷹市上連雀 8—8—11 ☎ 0422-57-7033

あなたのライフプランは、大丈夫ですか？

「マイホームを建てたい」「子どもに大学まで行ってほしい」「今から一生懸命経験を積んで独立開業したい」など、人にはそれぞれ人生でかなえたい夢や目標があります。このような、将来の「ライフイベント」の計画を「ライフプラン」といいます。

ライフプランとは、将来を予測して、いつ、どんなライフイベントを迎えるかを考え、人生の計画を立てることです。



ライフプランの主なイベント費用



結納・婚約～新婚旅行までにかかった費用総額
 ※ゼクシィ(調査2015より)



出産費用の総額
 ※厚生労働省(配布資料より)



子供1人当たりの総額(幼稚園～私立大学)
 ※文部科学省(調査結果)



住宅の平均購入価格
 ※住宅金融支援機構(2015調査報告より)



高齢夫婦無職世帯の支出約28万円/月
 ※総務省(2015概況)



介護保険受給者1人当たり費用額
 ※文部科学省(調査結果)

人それぞれにライフプランを考えると、教育、就職、結婚、子育て、マイホーム、定年、老後と様々なかたちがあります。その都度出費があるわけですが、実現のためには先々のプランに応じて計画的に必要な資金の準備をしておく必要があります。

同時に、それ以外に病気やケガのど予期せぬ出来事も起こらないとも限りませんので、そのための備えも必要になってきますが、おおよその目安として上記費用を参考にしていただければと思います。

ご自分で、初めてライフプランを立てたり、資金計画を描くのはちょっと大変かもしれませんが、右の図のようにキャッシュフロー(お金の流れ)を参考にできる範囲で作成すると、将来

の夢や自分の生き方が具体的な形として現れてきて、漠然と描いていたものがより現実に近づいてくると思います。

また、人生でいずれ訪れる老後の不安に、お金のことを第一に挙げる人が増えてきています。この心配もご自分のライフプランを立てることによって、だいぶ和らぐのではないのでしょうか。

それでは、いくらあれば不安がなくなるのか？

お金をある程度、自由に使える老後は、持っているお金の多少よりも、お金をどう使うかで、その人の価値が見えてくるといっても過言ではありません。老後も自由で、自分らしく、好きなように過ごせる人生にできるようライフプランを練ってみましょう。

ファイナンシャルプランナー 竹内

＜キャッシュフロー表の書き方(見本)＞

(単位:万円)

年	年	年	年	年	年	年	年	年
経過年数	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後
夫の年齢	38	39	40	41	42	43	44	45
妻の年齢	35	36	37	38	39	40	41	42
子どもの年齢	5	6	7	8	9	10	11	12
子どもの年齢	3	4	5	6	7	8	9	10
子どもの年齢								
ライフイベント			長男 小学校 入学		次男 小学校 入学	妻の 買い替え 10年 満了		夫昇進
夫の収入	550	550	550	550	550	550	550	610
妻の収入	110	110	110	110	110	90	90	90
一時的な収入								
収入合計 A	660	660	660	660	660	640	640	700
基本生活費	200	200	200	200	200	200	200	200
住居関連費	175	175	175	175	175	175	175	175
車両費	34	34	34	34	34	34	34	34
教育費	54	54	54	54	54	54	54	54
保険料	40	40	40	40	40	40	40	40
その他の支出	35	35	35	35	35	35	35	35
一時的な支出						150		
支出合計 B	538	538	538	538	538	688	538	538
年間収支 A-B	122	122	122	122	122	-48	102	162
貯蓄残高	122	244	366	488	610	562	664	826

「今年の貯蓄残高=前年の貯蓄残高+今年の年間収支」で計算

イベントにかかる費用はここに記入



究極の相続の節税対策は？

小規模宅地等の評価減特例

小規模宅地等の評価減特例とは、相続または遺贈によって取得した財産のうち、被相続人等の居住用または事業用の建物・構築物等の敷地がある場合には、その宅地等のうち 200㎡～400㎡までの部分について、一定の要件に応じて 80%または 50%の金額が課税価格から減額される特例です。

特例の適用を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。その他にも、取得者の要件や居住継続要件、保有継続要件、事業継続要件などを満たしていなければ適用できません。

詳しくは、税務署等にご確認ください。

1. 特定居住用宅地等

330㎡まで 80%の減額対象となります。被相続人等が居住していた宅地等で、

- ・配偶者が取得した場合
- ・配偶者以外の法定相続人が取得し、申告期限まで所有し、継続して居住している場合などが要件です。

2. 貸付事業用宅地等

アパートなど、貸付事業用宅地等に該当すれば 200㎡まで 50%の減額となります。当該宅地を取得した親族が相続税の申告期限まで保有し、貸付けを継続していることが要件となります。

区分	内容	相続する人	相続税評価額	上限面積	
				現行	改正後
特定居住用宅地等	自宅の土地	・配偶者 ・同居または生計を同一していた親族 ・持ち家なしの別居親族	80%減	240㎡	330㎡
特定事業用宅地等	会社・工場 の土地	事業を引き継ぐ親族	80%減	400㎡	400㎡
貸付事業用宅地等	アパート・ 駐車場の土地	事業を引き継ぐ親族	50%減	200㎡	200㎡

豆知識

「となりの枝」を切っている？

隣の植木の枝が伸びて境界線を越えてしまっているケースは結構よく聞く話です。このような場合において、民法(233条)では「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」となっています。つまり、所有者に対して枝を切らせることはできて自分で切ってしまうことは違法となります。

ですので、上記のような法律上の結論を踏まえたうえで、穏やかに話をするのがよろしい

かと思います。はみ出された側は、隣の人に「切って下さい」と伝える権利のみとなつてはいますが、一般的には「話し合い」の上、相手に切ってもらうか、相手に了解を得て自分で切る事が良くされている対応です。いずれにせよ、円満な解決に至ることが一番です。



木の根っ子の場合？

関連して良くある質問は、木の根がはみ出しているケースがあります。

「木の根は境界線を越えてきたときは自らその根を切る事ができるとされています。」(民法233条2項)

つまり勝手に切っても良いという事ですが、切ってしまった場合にはその木が枯れてしまう可能性があるため慎重な対応が必要です。現実的には隣家に一声かけてからの方が良いと思われます。

お知らせ

当事務所「暮らしの相談室」では、三鷹産業プラザで、少人数制のセミナーを定期的に開催しています。

今回のテーマは「相続と遺言について」です。

やさしいご説明を心掛けますので、お気軽にご参加ください。(予約をお願いします)

講演後、相談会も開催します。

セミナー開催のご案内

開催日 平成 28 年 12 月 14 日(水)
午後 1 時 30 分より

次 回 平成 29 年 1 月 11 日(水)
午後 3 時 30 分より

(いずれも三鷹産業プラザ 地下1階)

テーマ 相続と遺言について

講師 FP・行政書士 竹内健一

ご予約は、0422-57-7033

「暮らしの相談室」竹内まで

セミナー風景



発行元
ユーカリ行政書士事務所
ファイナンシャルプランナー
行政書士 竹内 健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
TEL 0422-57-7033